

箇 所	意見の内容（要旨）	自然保護課の考え方
宮城県イ ノシシ捕 獲等事業 実施計画 (案) 関連	<p>「4 計画の対象とする区域」</p> <p>管理計画案P16の年間捕獲目標を達成させるためには、県北部以外（県南部・県央部）の捕獲数を確保することが重要である。県南部・県央部における被害の多さと生息密度から推測される捕獲効率の高さからしても、県南部・県央部を含めた重点区域全域を計画対象区域とする必要があると考える。</p> <p>（森委員）</p> <p>「4 計画の対象とする区域」</p> <p>「特に」の次に「イノシシ被害の激甚地域である県南部を中心に行い、」に「観点から」の次に「併せて」を加える。</p> <p>（理由）</p> <p>イノシシの捕獲は、生息密度が低い段階にある県北部について、県が個体数調整を行うとしているが、この計画を実効性があるものとするには、県北部よりもイノシシ被害の激甚地域である県南部を中心とした個体数調整を行うべきである。</p> <p>（小野委員）</p> <p>「4 計画の対象とする区域」</p> <p>今回の計画では、重点地域の中の県北部が対象地域となっているが、県南部及び県央部でイノシシ被害が多く発生している。捕獲効率の観点から、被害が多く発生している県南部及び県央部を含めた重点地域全域を対象区域と</p>	<p>県としては、県北地域のみならず、県南地域や県央地域においても捕獲事業を実施する必要があると認識している。</p> <p>平成27年度は捕獲事業と並行して生息数調査等を実施し、市町村や獣友会等関係機関と協議しながら、事業の実施地域も含めて、より効果的かつ効率的な実施計画を策定することとした。</p>

するよう強く要望する。

(仙台市)

「4 計画の対象とする区域」関連

生息域の広域化を未然に防ぐことも必要とは思うが、仙南地域における捕獲事業は喫緊の課題であると考える。県は、県内全体の実態と状況を把握し、特定鳥獣保護管理計画を策定するよう強く要望する。

(白石市)

「4 計画の対象とする区域」

宮城県イノシシ管理計画の重点区域は、県南部に集中しており、また年々農作物等の被害も増えていることから、県南部においても個体数調整の実施を検討するよう要望する。

(角田市)

「4 計画の対象とする区域」関連

県全体を考えた重点区域を定めるべきである。

(七ヶ宿町)

「4 計画の対象とする区域」

県北だけ特別扱いではなく、生息密度の高い県南部で、県が個体数調整を行うようにしてほしい。

(大河原町)

「4 計画の対象とする区域」

重点区域について、生息範囲を広域的に未然に防ぐ対象区域は理解できるが、現在被害が集中している区域での個体数調整及び有害捕獲等の対策を重点的に講じることが、生息範囲を拡大させない、最も有効な手段と考えるので、県として県南部地域のさらなる対策及び施策の強化を強く要望する。

(村田町)

「4 計画の対象とする区域」関連

個体数管理の方法の中で、生息域の広域化を未然に防ぐ観点から、県北部については県が個体数調整を行うとあるが、県南部の増加を抑えないと被害の広域化を防ぐことは出来ないのではないか。

(柴田町)

「4 計画の対象とする区域」

本計画を実効性のあるものとするには、県北部よりも被害の激甚地域である県南部を中心とした個体数調整を行うべきである。

(丸森町)

「5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標」

表中の「(特に県北部)」を削除する。

(菊地委員)

「5 指定管理鳥獣捕獲事業の目標」

管理計画案P16で算定された年間の捕獲目標5,600頭のうち、なぜ県北部の6町村で実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の目標を70頭と定めたのか、理由の説明が必要と考える。

(森委員)

「5 指定管理鳥獣捕獲事業の目標」

県全体の捕獲等数を70頭と控えめな数字ではなく、鳥獣保護法改正により県も捕獲の実施主体となることができるようになった。これを期に県の積極性を示した数字を掲げるべきである。

・全体の捕獲頭数を増やす。

・増やせないのであれば、年間の捕獲

県ではこの事業を活用し、平成27年度の早い時期からイノシシ捕獲ができるよう、国の調査結果等から暫定的な生息数を算出し、平成27年度の実施計画を策定した。

しかし、国からの補助金額が確定していないことや、生息数調査等の結果に基づく詳細な実施計画ではないことなどから、平成27年度については、県が平成23年度から生息域の拡大防止を図る目的で個体数調整事業を実施してきた県北地域において、この捕獲事業を実施することとしたものである。

目標が5,600頭であるならば、県と市町村実施分の捕獲配分を検討する。

(小野委員)

「5 指定管理鳥獣捕獲事業の目標」

県実施の捕獲頭数70頭、及び市町村実施分5,530頭の根拠を提示願う。また、市町村実施分への財政支援等の県の関わりを提示願う。

(仙台市)

「5 指定管理捕獲等事業の目標」

重点区域と定められている地域全において対策や事業を行うべきと考えられるので、表中の「特に県北部」の表記を削除してほしい。

(蔵王町)

「5 指定管理鳥獣捕獲事業の目標」

県実施捕獲目標頭数が70頭と、県内目標5,600頭に対して被害の広域化を防ぐ観点からも、少し足りないのではないか。

(柴田町)

「5 指定管理鳥獣捕獲事業の目標」

県全体の捕獲頭数を70頭と控えめな数字ではなく、県の積極性を示した数字を掲げるべきである。

(丸森町)

「宮城県イノシシ捕獲等事業の実施体制」

事業の委託先の認定鳥獣捕獲等事業者と宮城県猟友会のうち、宮城県猟友会は、委託先の計画対象区域の猟友会支部と、それ以外の地域で市町村から捕獲を依頼される猟友会支部との間に、捕獲に係る労力及び待遇面に差が

同一の地域において、県の個体数調整事業と市町村の個体数調整（有害鳥獣捕獲）事業を行うことになった場合は、捕獲に係る経費について猟友会内部で不公平感を生じさせないよう事前に市町村や猟友会と調整を図る必要がある。

ただし、地域によってイノシシの生

生じ、今後、市町村から捕獲を依頼された猟友会支部の捕獲対応や、市町村の捕獲体制にも影響を与えることが懸念される。

よって、宮城県猟友会を委託先に含む場合は、計画対象区域を重点区域全域とする、又は委託先を認定鳥獣捕獲等事業者のみとして、猟友会支部間ににおける待遇に差が生じないようにすることが肝要と考える。

(森委員)

「宮城県イノシシ捕獲等事業の実施体制」

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先に猟友会を含む場合は、実施対象区域を重点区域全てとするか、若しくは認定鳥獣捕獲事業者のみとして、猟友会支部間に待遇格差が生じないよう強く要望する。

(仙台市)

息密度は異なっていることから、1頭当たりのイノシシの捕獲経費は違ってくるため、捕獲事業を実施する地域によって、業務委託費に差が生じる場合もあるものと考えている。